

年中みがんのとれる町

広報

みはま

No. 503

みはま100景〈No.25〉

Public Information of Mihama Town

みはま100景写真真募集

あなたお気に入りの町並み風景を
載せてみませんか？
詳しくは総務課広報担当まで



阪本地区付近の町並風景

鬼は外！



特集

●介護予防 P2-3

節分の豆まきをする志原保育所の園児

2011

3

忍び寄る老化を
早期に発見！

基本チェックリスト

「基本チェックリスト」とは、年を重ねてもいきいきと生活ができるよう“今後介護が必要になるかも”といったサインを早期に見つけ出すために行う、65歳以上の方を対象とした介護予防の取り組みです。

チェックリストは「外出する」「食事をする」「趣味を楽しむ」といった日常生活を営むために必要な力となる、7つの項目からできています。

チェックリストから、どんなことが分かるか見てみましょう！

A. 日常生活における健康度

生活のしづらさがないかを見ます。

- ☐ 一人で、バスや電車で出かけることがない
- ☐ 日用品の買い物は全て家族がしている
- ☐ 預貯金の出し入れは全て家族がしている
- ☐ 友人の家を訪ねていくことがない
- ☐ 家族や友人の相談に乗ることがない

E. 外出の頻度

閉じこもりがちな生活になっていないかを確認します。

- ☐ 週に1度も外出しないことがある
- ☐ 昨年と比べて外出の回数が減っている

B. 運動面での健康度

筋力低下などの有無を確認します。

- ☐ 階段は手すりや壁をつたって上っている
- ☐ いすから立ち上がる時は何か支えを使っている
- ☐ 15分ほど続けて歩くことはない
- ☐ この一年間に転んだことがある
- ☐ 転倒に対する不安が大きい

F. 認知症のサイン

認知症のサインが出ていないかを確認します。

- ☐ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われる
- ☐ 電話番号を調べてかけることは、家族にお願いしている
- ☐ 今日が何月何日か分からない時がある

C. お口の健康度

しっかり噛むなど、お口の機能が維持出来ているかを見ます。

- ☐ 半年前に比べて固いものが食べにくくなった
- ☐ お茶や汁物でむせることがある
- ☐ 口の渇きが気になる

G. こころの健康度

気持ちが落ち込んでないかを確認します。

- ☐ (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない
- ☐ (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
- ☐ (ここ2週間)以前は楽に出来ていたことが今では億劫に感じる
- ☐ (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない
- ☐ (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする

D. 栄養の状態

低栄養状態になっていないかを確認します。

- ☐ 6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少があった
- ☐ BMI(体重と身長バランスを見る値)が18.5未満である

チェックリスト判定

- ・ A ～ F の項目のうち 10 個以上チェックが入った方は、日常生活の過ごし方に要注意です。
- ・ B の項目のうち 3 個以上チェックが入った方は、運動機能の低下に要注意です。
- ・ C の項目のうち 2 個以上チェックが入った方は、口腔機能の低下に要注意です。
- ・ D の項目すべてにチェックが入った方は、低栄養に要注意です。
- ・ E の項目すべてにチェックが入った方は、閉じこもりに要注意です。
- ・ F の項目のうち 1 個でもチェックが入った方は、物忘れに要注意です。
- ・ G の項目のうち 2 個以上チェックが入った方は、心の健康に要注意です。

結果はいかがでしたか？

町では、各項目で要注意であった方や、要注意ではないけれどもチェックが入って不安という方へむけて、様々なプログラムを用意しています。項目ごとに興味のある教室がありましたら、ぜひご参加ください！

なお、今年度の「いきいきシニア」については既に終了しています。

B の項目が気になる方

貯筋体操教室

【実施場所】各地区会館

【内 容】身近な公民館などで、気軽に出来る簡単な筋力トレーニングを行います。

C の項目が気になる方は

お口のお手入れ教室

【実施場所】福祉健康センター

【内 容】お口の働きを改善し、毎日美味しく食べられるように、歯科衛生士さんと二人三脚で目指す教室です。

B・E・F の項目が気になる方は

いきいきデイサービス

【実施場所】福祉健康センター（送迎あり）

【内 容】月に 1 回、福祉健康センターにて、創作活動やレクリエーション、リハビリをして、わいわい楽しむ場です。

（昼食・おやつ代として 800 円が必要です。）



貯筋体操教室の様子

A・C・D の項目が気になる方は

いきいきシニア

【実施場所】福祉健康センター・中央公民館

【内 容】介護を受けないために、毎日をどのように過ごせば良いのか学ぶ、3 回コースの教室です。

G の項目が気になる方は

訪問支援

外に出るのは抵抗があって・・・という方には、専門職員による訪問もあります。

B の項目が要注意の方限定

いきいき機能訓練

【実施場所】福祉健康センター

※各地区会館へ出張も可能です。

【内 容】自分にあった足腰を鍛える運動を、理学療法士さんから教えてもらいます。

平成 23 年度については、他に運動教室や認知症予防の教室も予定しています。随時広報などでご確認ください。

介護になる、ならないは心構え一つです。皆さん楽しく元気に年を重ねましょう！

† 問い合わせ先 †

健康福祉課健康づくり係

（担当 ふたむら さち 二村 幸） ☎ 3 - 0 5 1 1

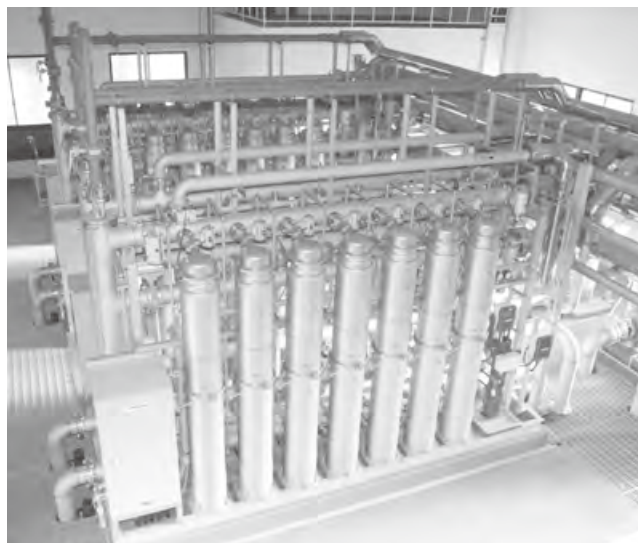
平成23年
5月から

水道料金の改定をさせていただきます

町では、住民の皆さんに安全で良質な水を安定的に供給するため、平成13年から20年まで下市木・志原及び阿田和浄水場の高度処理施設の建設や尾呂志水道区域の拡大等積極的に施設の整備を行ってきました。

事業を推進するにあたって、平成16年の料金改定時から、平成21年には再度の料金改定を行わせていただく計画となっております。

経済不況が続く中、水道料金の値上げは、住民生活に与える影響が大きいことから、これまで料金改定を見送ってきました。しかし、これ以上料金改定を遅らせることは、水道事業会計の健全な財政基盤を揺るがす恐れがあることから、5月検針分から水道料金を値上げさせていただくことになりました。



下市木・志原浄水場、阿田和浄水場の高度処理施設

◎水道料金の計算方法

(基本料金＋超過料金＋メーター使用料) × 1.05 (消費税) = 水道料金

※上記で計算して算出した金額の10円未満は切捨てです。

新旧水道料金表（1ヶ月につき）

用 途	基本料金		超過料金 使用水量 1 m ³ につき		
	使用水量 10m ³ まで		11～20m ³	21～50m ³	51m ³ ～
一 般 用	新料金	1,100円	140円	150円	170円
	旧料金	1,000円	130円	130円	130円
営 業 用 (官公庁等)	新料金	1,760円	150円	160円	180円
	旧料金	1,600円	140円	140円	140円

メーター使用料（1ヶ月につき）

口 径	金 額
13mm	50円
20mm	80円
25mm	120円
30mm	150円
40mm	170円
50mm	450円
75mm	750円

〈備考〉

- ・一般用とは、一般家庭、福祉施設で使用するものです。
- ・営業用とは、料理・飲食店、会社、工場、劇場、医院等営業で使用するものです。

計算例 1 (一般用)水道メーター口径13mmで24m³使用した場合

基本料金 (10m ³ まで)	1,100円
超過料金 (11～20m ³)	10m ³ × 140円 = 1,400円
超過料金 (21～24m ³)	4m ³ × 150円 = 600円
メーター使用料 (13mm)	= 50円
小計	3,150円
消費税 5 %	157円
合計	3,300円
(10円未満は切捨て)	

計算例 2 (営業用)水道メーター口径20mmで60m³使用した場合

基本料金 (10m ³ まで)	1,760円
超過料金 (11～20m ³)	10m ³ × 150円 = 1,500円
超過料金 (21～50m ³)	30m ³ × 160円 = 4,800円
超過料金 (51～60m ³)	10m ³ × 180円 = 1,800円
メーター使用料 (20mm)	= 80円
小計	9,940円
消費税 5 %	497円
合計	10,430円
(10円未満は切捨て)	

◎ 1ヵ月あたり水道料金の新旧早見表 (メーター口径 13、20mmの場合：消費税込)

(一般用)

1ヵ月 使用量	現行料金	
	メーター口径 13mm	メーター口径 20mm
10m ³ 以下	1,100円	1,130円
20m ³	2,460円	2,490円
30m ³	3,830円	3,860円
50m ³	6,560円	6,590円



1ヵ月 使用量	新しい料金	
	メーター口径 13mm	メーター口径 20mm
10m ³ 以下	1,200円	1,230円
20m ³	2,670円	2,700円
30m ³	4,250円	4,280円
50m ³	7,400円	7,430円

(営業用)

1ヵ月 使用量	現行料金	
	メーター口径 13mm	メーター口径 20mm
10m ³ 以下	1,730円	1,760円
20m ³	3,200円	3,230円
30m ³	4,670円	4,700円
50m ³	7,610円	7,640円



1ヵ月 使用量	新しい料金	
	メーター口径 13mm	メーター口径 20mm
10m ³ 以下	1,900円	1,930円
20m ³	3,470円	3,500円
30m ³	5,150円	5,180円
50m ³	8,510円	8,540円

阿田和地区の下水道へ接続されている皆様へ

今回の値上げは水道料金のみで、
下水道料金については値上げされません。

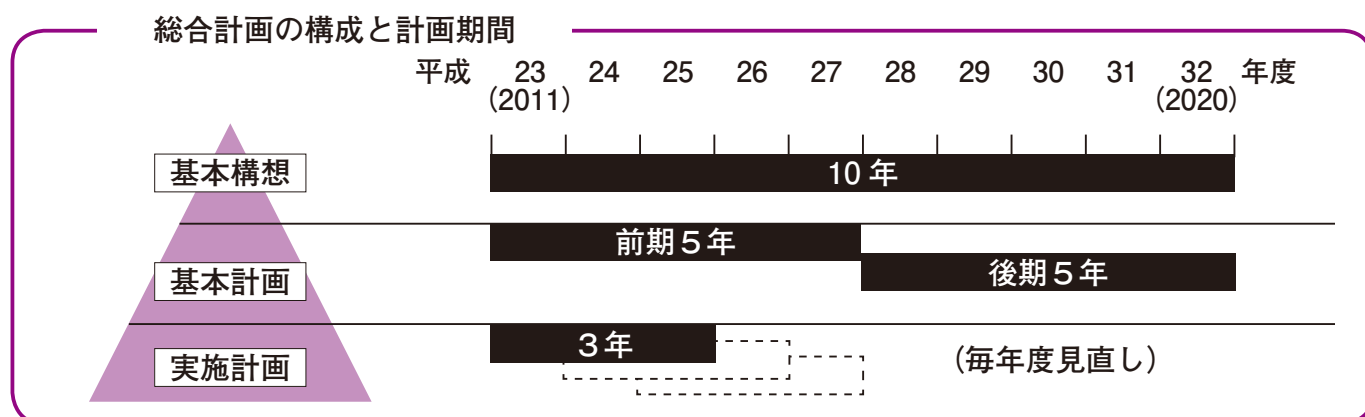
今後とも経費の節減を図り、効率的な水道事業を行ってまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

↑ 問い合わせ先 ↑
生活環境課 上下水道係
(担当 はまじやすあき 濱地靖章)
☎ 3 - 0 5 1 3



「第5次御浜町総合計画・基本構想」 が議会で承認されました

昨年度から策定してきました「第5次御浜町総合計画（基本構想）」は、御浜町総合計画審議会からの意見を踏まえ、御浜町議会12月定例会に提案し、全会一致で承認されました。



「第5次御浜町総合計画（基本構想）」の主な内容をお知らせします。

◎総合計画策定の趣旨

少子高齢化の一層の進行をはじめ、地球規模での環境問題の深刻化や安全・安心に対する意識の急速な高まり、高度情報化や国際化、地方分権の一層の進展や市町村合併が進んだ経緯など、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきています。

こうした町内外の情勢の変化に的確に対応しつつ、町民と行政が一体となり、より豊かな住民生活の実現と情緒豊かな人づくりを目指すとともに、次世代にも堂々と誇れる夢と希望あふれるまちづくりの実現に向け、その基本指針となる第5次御浜町総合計画を策定します。

◎総合計画の役割

■役割1 まちづくりの主張

本計画は、本町のまちづくりを進める上での最上位計画と位置づけ、本町の目指すべき町の将来像とその実現のために必要となる方策を明らかにするとともに、町民生活に関わる行政サービスや紀南地域の活性化など、本町が取り組む全ての施策を「まちづくりの主張」として、町内外に向けて発信していくものと位置づけます。

■役割2 まちづくりの共通目標

本計画は、町民一人ひとりの主体的なまちづくりへの参画や町民と行政との協働をより一層進めることで、行政関係機関だけでなく、民間団体や地域を含む全ての町民が共有する「まちづくりの共通目標」と位置づけます。

■役割3 地域経営の総合指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい自立した町の実現に向けて、本町が取り組む様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進し、より一層効率的な行政運営を行う仕組みを備える「地域経営の総合指針」と位置づけます。

〒問い合わせ先〒

総務課企画行政係（担当 中本 勝） ☎ 3-0505



基本構想(基本理念・将来像・基本目標)

基本理念

連携・協働

町民と行政が一体となり、共に考え、力を合わせて取り組む、連携・協働のまちづくりを進めます。

快適・健やか

快適な環境、みんなが健やかで、子どもたちの声が響きわたる、生涯を通して住み続けたいまちづくりを進めます。

活力・創造

特色ある第1次産業の振興をはじめ、豊かな自然環境や地域資源など、みはまの魅力を再発見し、活力あるまちづくりを進めます。

将来像

思いやりと自然があふれるまち・みはま
みんなが輝く 希望と活力ある まちづくり

基本目標

施策項目

基本目標6

みんなが主役の
まちづくり

1 町民参画のまちづくりの推進
2 効果的な自治体経営の推進
3 人権対策・男女共同参画の推進
4 地域間交流の推進

基本目標5

安全・安心に暮らせる
生活環境づくり

1 自然環境の保全と地球環境の保全
2 上下水道の整備
3 ごみ・し尿処理の推進
4 消防・防災の充実
5 交通安全・防犯の充実
6 消費者対策の充実

基本目標4

健全な心をはぐくむ
教育・文化のまちづくり

1 学校教育の充実
2 青少年の健全育成
3 社会教育・生涯学習の推進
4 文化芸術活動の推進と文化遺産の保存・活用
5 スポーツ活動の推進

基本目標3

健やかに暮らせる
福祉のまちづくり

1 健康づくりの総合的推進
2 安心でできる医療体制の確保
3 地域福祉の充実
4 子育て支援の充実
5 高齢者福祉の充実
6 障がい者福祉の充実
7 社会保障の充実

基本目標2

快適に暮らせる
定住基盤づくり

1 調和のとれた土地利用と良好な景観維持
2 住宅施策の推進
3 道路・交通網の充実
4 情報ネットワークの整備・活用

基本目標1

活力がみなぎり、
魅力ある産業づくり

1 農業の振興
2 林業・水産業の振興
3 商工業の振興
4 集客交流産業の振興
5 雇用対策の充実

ごみ・資源の分別にご協力をお願いします

3月・4月は、新年度・新学期に向けて不用品を片付けることが多い時期です。

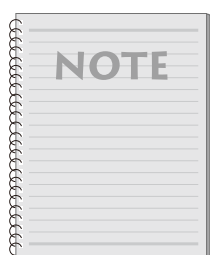
この時期になると、ノート・本・文房具などが、燃料ごみの日に、ごみ袋の中へ混ざって出されることが多く、このような状態では清掃センターで処理できないため収集できません。

ごみを出すときは、平成22年9月に配りま

した「資源・ごみ収集日程表」と裏面の「資源とゴミの分別と出し方」を見て分別し、決められた収集日に出して頂くようお願いします。

※埋立てごみで、割れたものや先のとがったものは、割れた部分や先端を、紙や布で保護して出してください。

〈分別の一例〉

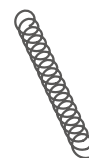


ノート

紙類資源
(雑誌その他の紙)



埋立てごみ
(金物・プラスチック)



CD・DVD



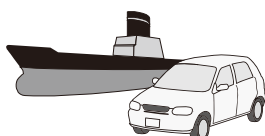
ビデオテープ



カセットテープ



ボールペン



おもちゃ



バケツ



シャンプー



マヨネーズ

埋立てごみ
(金物・プラスチック)



燃料ごみ

指先で変形するような、やわらかいプラスチック



資源持込の日をご利用ください

「紙類・布類・金属・ビン類等（ペットボトル・トレイ含む）」の資源については、ごみステーションでの収集のほかに、「資源持込」の日がありますので、ご利用ください。

受入れ場所	日	時
御浜町役場	毎月 第3日曜日	午前8時～12時
御浜町 リサイクルセンター	①毎月 第4日曜日	午前8時～12時
	②第1～第4火曜日 (祝日は除く)	午前9時～午後4時

〒問い合わせ先〒
生活環境課環境係
(担当 橋村守裕)
☎ 3-0531



後期高齢者医療制度について

保険料の『年金天引き』から『口座振替』への変更ができます

年金天引きの方及びこれから年金天引きとなる方は、申し出により口座振替に変更できます。なお、口座振替には、別途口座振替手続きが必要です。

【対象者】

- ・現在すでに年金天引きの方
- ・22年度中に75歳になり後期高齢者医療制度に加入された方で、年金天引きが可能な方

【持参いただくもの】

- ①振替口座の通帳
- ②通帳のお届け印

③被保険者証

注意事項

- ・申し出の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

※平成23年10月から切り替えを希望の場合、7月29日までに申し出をお願いします。

- ・ご家族の方の口座など、ご本人以外の口座でも振替納付をすることができます。
- ・口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は口座振替によって保険料を支払った方に適用されます。

医療費通知を送付します

医療費通知とは、健康の大切さを改めて確認していただくことを目的として、実際にかかった医療費の総額をお知らせするものです。（実際に支払った自己負担額の総額ではありません。）

今回の通知は、平成22年中にかかった医療費を対象として3月下旬に送付しますのでご確認ください。

なお、この通知書は、確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできませんので、ご注意ください。

※問い合わせ先※

税務住民課

・保険料に関すること
税務係（担当 仲 美咲）

☎ 3—0 5 1 0

・医療通知に関すること
保険年金係（担当 はたなかよしなり 畑中芳成）

☎ 3—0 5 1 2



新しい高齢受給者証を送付します

3月中に新しい高齢受給者証を送付します。

70歳から74歳の方の医療機関での自己負担額は、平成23年4月から引き続き1割負担になります。

なお、3割負担の受給者証をお持ちの方は除きます。

新しい受給者証が届きましたら、4月1日以降、古い受給者証を税務住民課、又はお近くの支所等へご返却ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

※問い合わせ先※

税務住民課保険年金係（担当 えのもとわかのり 榎本若典）

☎ 3—0 5 1 2

日付等が変わっているので、ご確認ください

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日	平成23年 4月 1日
記号番号	000000
住所	三重県南牟婁郡御浜町大字 阿田和〇〇〇番地〇
氏名	御浜 太郎
氏名	御浜 花子
生年月日	昭和△△年□□月××日
一部負担金の割合	2割（ただし、平成23年7月31日までは1割）
発効期日	平成23年 4月 1日
有効期限	平成23年 7月 31日
保険者番号並	241034
びに保険者の	三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和5720番地
名称及び印	御浜町 (☎05979-3-0512)



もうすぐ



阿田和保育園

今春、町内の保育園(所)
を卒園する園児は65人
です。

4月から1年生です。
友だちたくさん作って、
楽しく元気に小学校に行
こうね！



尾呂志保育所



1年生



市木保育所



志原保育所



三重県知事・三重県議会議員選挙 4月10日(日)執行予定

【投票日時】

4月10日(日)午前7時～午後7時

【期日前投票】

投票日に、仕事や外出等で投票できない人は、次の期間に期日前投票ができます。

●三重県知事選挙: 3月25日(金)～4月9日(土)

●三重県議会議員選挙: 4月2日(土)～ 9日(土)

【時間】 午前8時30分～午後8時

【場所】 役場本庁1階 第1会議室

※本人確認のため、入場券をご持参ください。



三重県の選挙キャラクター「いっぴょん」

投票所が変更になります

片川地区

変更前

片川公民館

変更後

尾呂志公民館



志原（西平見、東平見、平見団地）地区

変更前

東平見集会所

変更後

志原公民館



〒問い合わせ先〒
選挙管理委員会
(担当 なかきたかし 中垣卓巳)
☎3-0505



年金だより

会社を離職された方の年金の手続きについて

国民年金制度は、20歳から60歳までの全ての方が加入し、保険料を納め、みんなで支え合う制度です。

国民年金加入者は次の3種類となっています。

- 第1号被保険者・・・自営業者、農林漁業者、学生など
- 第2号被保険者・・・厚生年金、共済組合に加入している方
(会社員・公務員など)
- 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者
(年収130万円未満)

厚生年金に加入していた方が離職された場合、第1号被保険者取得の手続きを行い、保険料を納めることになります。また、配偶者が離職した場合、第3号被保険者の方も同様の手続きが必要になります。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳等、基礎年金番号がわかるもの
- ・離職年月日が確認できるもの（離職票など）
- ・認め印

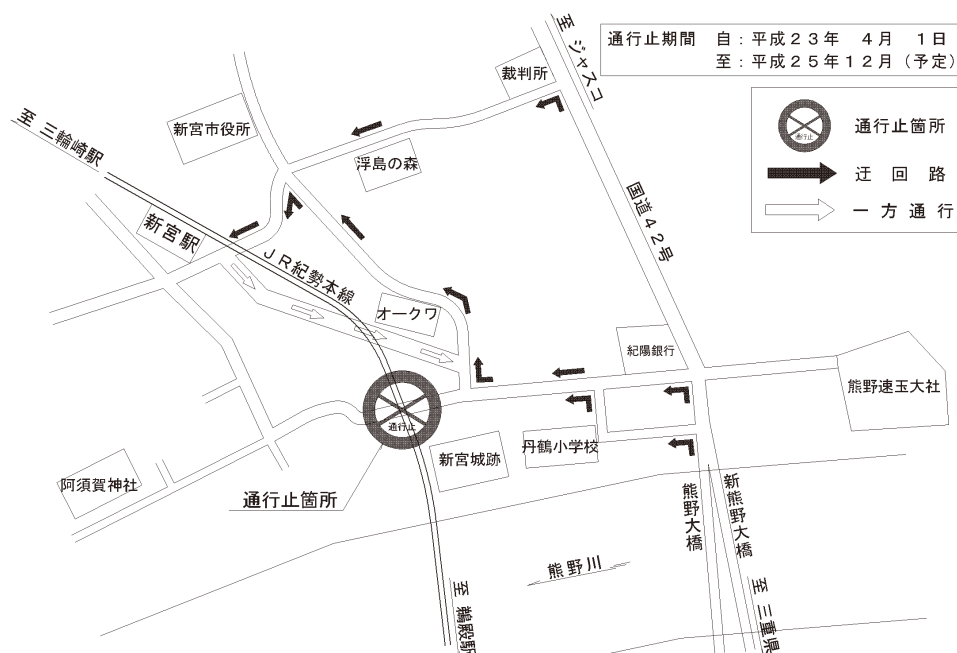
保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります（所得制限有）。免除制度を利用されると、保険料を納めなくても、免除された期間は老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給資格期間にカウントされます。また、10年以内であれば追納していただくことも可能です。

詳しくは、税務住民課までお気軽にご相談ください。

〒問い合わせ先〒 税務住民課保険年金係
(担当 みなみ なお 南 菜緒) ☎3-0512

新宮市から道路改築工事のための全面通行止のお知らせ

道路改築工事に伴い、新宮城跡付近の新宮駅に向かう市道が長期間にわたり終日全面通行止となり、新宮駅には迂回路を通行していただく必要があります。



【箇所】

登坂橋（新宮城跡付近）

【期間】

平成23年4月1日～
平成25年12月(終了予定)

〒問い合わせ先〒
新宮市建設農林部都市建設課
☎0735-23-3333

3月1日～7日までは**春の全国火災予防運動期間**です

『「消したかな」あなたを守る合言葉』をスローガンに、春の全国火災予防運動が実施されます。私達の大切な生命、財産を失わないためにも火災を発生させないように注意しましょう。

住宅防火

～いのちを守る7つのポイント～

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消火するために住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

山火事予防対策

～その油断 緑の森を 火の海に～

空気が乾燥し、野焼き、たき火等による火災が多発しております。森林所有者、ハイカー及び周辺の地域住民の方は次の事に十分注意しましょう。

- 枯れ草等の火災の起こりやすい場所ではたき火をしない。
- たき火等、火気の使用中はその場を離れず使用後は完全に消火する。
- 強風時及び乾燥時はたき火や火入れをしない。
- 喫煙は指定場所で行い、吸殻は必ず消火しポイ捨てしない。
- 火遊びは絶対にしない。

†問い合わせ先†
 熊野市消防本部予防課予防係
 ☎0597-89-0994

情報コーナー

軽自動車税についてのお知らせ

軽自動車や二輪車、原動機付自転車等の所有者にかかる軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に1年分課税となり税金を納めていただいております。名義変更や廃車の手続きがお済みでない場合は、手続きを行ってください。

○軽自動車の減免

心身障害の程度が、一定以上の方を対象とした軽自動車税の減免制度があります。減免の対象となるのは、4月1日現在の車両名義人が障がい者ご本人名義のものに限られます。

軽自動車税の減免は自動車税（県税）の減免を受けている方は申請できません。

※3月末は年度末でもあり手続きが集中し、窓口がたいへん混雑いたします。手続きはお早めをお願いいたします。

廃車・名義変更の手続き窓口

原付二輪・小型特殊車両：税務住民課税務係
軽自動車・二輪車等：紀南自家用自動車協会
〒問い合わせ先〒

税務住民課税務係

(担当 榎山慎也) ☎ 3-0510

認知症介護者のつどい・交流会及び個別相談会の開催について

認知症の人や介護している人たちの「つどい・交流会」を開催します。仲間づくりや情報交換ができる機会です。あわせて、個別相談も受け付けていますので、相談を希望される方は、事前に健康福祉課（地域包括支援センター）までお申込みください。

【日時】 3月8日（火）

午後1時30分～午後4時まで

【場所】 中央公民館3階 第2・3研修室

【対応者】 認知症の人と家族の会三重支部

【参加費】 個別相談は無料

つどい参加者については、本人は無料、会員は100円、一般は200円

※「つどい・交流会」は、個別相談の関係で終了時間が早くなる場合があります。

〒申込み・問い合わせ先〒

御浜町地域包括支援センター

(担当 西 勉) ☎ 3-0514

子ども予防接種週間（3月1日～7日） 土曜日・日曜日も予防接種を行います

次の医療機関では、5日（土）・6日（日）の診療時間外に予防接種を行います。

実施医療機関	3月5日(土)	3月6日(日)	
	午後	午前	午後
井本医院(熊野市) ☎0597-86-0016	×	○	○
小山医院(熊野市) ☎0597-89-2701	○	○	○

※受診・接種にあたっては、必ず医療機関への予約（接種希望日の3日前まで）が必要です。

※各医療機関により診療時間が異なりますので、予約の際に接種時間を確認してください。

〒問い合わせ先〒

健康福祉課健康づくり係

(担当 上野喜一郎) ☎ 3-0511

バリアフリー映画会が実施されます

これまでの映画にはない、視聴覚障がい者向けの「音声ガイド」や、聴覚障がい者向けの「日本語字幕」を入れた作品です。これを機会にぜひ鑑賞してください。

【作品名】 西の魔女が死んだ

【日時】 3月27日（日） 開場 午後1時
開演 午後1時30分

【場所】 まなびの郷（紀宝町）

【入場料】 無料

〒問い合わせ先〒

バリアフリー映画上映実行委員会

(担当 小畑) ☎ 0735-32-1713

自動車の不具合情報をお寄せください

国土交通省では、迅速なりコールの実施やリコール隠し等の防止のため、「自動車不具合情報ホットライン」を通じて、みなさまの車に発生した不具合情報を収集しております。不具合が発生した際には、情報をお寄せください。

ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/RJ/>) でも受付しておりますので、ご活用ください。

〒問い合わせ先〒

自動車不具合情報ホットライン

・平日の9:30～12:00、13:00～17:30は、
☎ 0120-744-960（フリーダイヤル）

・その他の時間は

☎ 06-3580-4434（自動音声）

■役場の開庁時間

役場の開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です。

窓口証明業務(戸籍・住民票・印鑑証明のみ)は午後6時15分まで受付しています。

三重県の最低賃金の改正について

三重県最低賃金は、平成22年10月22日から時間額714円に改正されました。この最低賃金は、原則、年齢・雇用形態(パート・アルバイト等)を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

また、特定の産業(7業種)に該当する事業場で働く労働者には、「特定(産業別)最低賃金」が適用されます。なお、5業種の「特定(産業別)最低賃金」については、**平成23年1月8日から時間額が改正**されました。

この機会に、事業場における賃金額(時間額)を確認しましょう。

詳しくは、三重県労働局賃金室または最寄の労働基準監督署へお尋ねください。

〒問い合わせ先〒

三重労働局賃金室

☎059-226-2108

熊野労働基準監督署

☎0597-85-2277

陸・海・空自衛官の募集

防衛省では、平成24年春採用予定の陸・海・空自衛官を募集しています。

採用種目、試験日程等は次のとおりです。

採用種目	受付期間	試験日	受験資格
一般曹候補生 (非任期制隊員)	4月1日 ～5月上旬	5月 下旬	18歳以上 27歳未満 の者
幹部 候補生	一般・技術 4月1日 ～5月上旬	5月 中旬	20歳以上 26歳未満の者 (22歳未満の 者は大卒 見込み含)
	歯科・薬剤 4月1日 ～5月上旬	23年 5月 中旬	専門の大卒 (見込み含) 20歳以上 30歳未満の者 (薬剤は 20歳以上 26歳未満の者)

〒問い合わせ先〒

自衛隊熊野地域事務所

☎0597-85-2214

遺言公証法律相談が行われます

【日時】3月13日(日)午前9時～午後5時

【場所】新宮公証役場

【相談員】公証人 中村 司

【内容】遺言、相続、任意後見(高齢者等の財産管理)、離婚問題(子の養育費、慰謝料、財産分与、年金分割)、土地建物の賃貸借、金銭の貸借、債務弁済、売買、贈与、その他の大切な契約、尊厳死宣言、会社定款など

【予約】電話で予約してください。

※相談は無料で秘密は厳守いたします。

〒問い合わせ先〒

新宮公証役場

☎0735-21-2344



紀宝警察署メールボックス

三重県暴力団排除条例

～平成23年4月1日施行～

条例は、

○青少年の健全な育成を図るための措置

○暴力団員等に対する利益供与の禁止

を大きな二つの柱として暴力団を孤立させます。

暴力団に対する相談電話は、

○暴力相談電話(県警察本部)

059-228-8704 (ハナレヨ)

○暴力追放三重県民センター

0120-31-8930 (ヤクザゼロ)

警察署、交番、駐在所へ気軽にご相談ください。

第一次救急医療休日在宅当番医

●●● 3月の担当医 ●●●

6日	協立内科外科医院 (熊野市井戸町) ☎89-5035
	井本医院 (熊野市新鹿町) ☎86-0016
13日	小山医院 (熊野市有馬町) ☎89-2701
	尾呂志診療所 (御浜町上野) ☎4-1014
20日	大久保医院 (御浜町下市木) ☎2-3265
	相野谷診療所 (紀宝町井内) ☎34-0011
21日	御浜はないクリニック(御浜町上市木) ☎2-4976
	大石産婦人科 (熊野市有馬町) ☎89-1717
27日	原田医院 (熊野市木本町) ☎88-0035
	須崎医院 (御浜町志原) ☎2-0005

※熊野市の市外局番0597、紀宝町の市外局番0735

※変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。



対策室だより



デコポン

みなさんこんにちは。

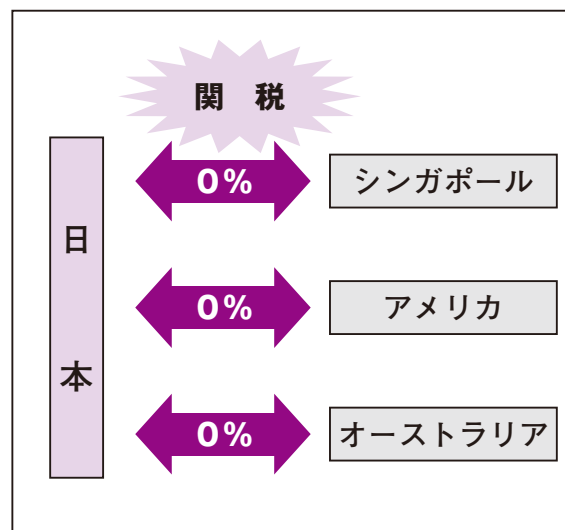
最近、T P Pという単語が新聞やニュースなどでよくみかけます。T P Pとはどのようなものなのか紹介します。



T P Pってなに？

T P Pは、環太平洋戦略的経済連携協定の略称です。簡単に内容を説明すると、T P Pに参加している国同士の、ひと、もの、サービスの出入りを自由化し、関税などの障壁をすべて取り除こうとするものです。

現在、チリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの間で協定が結ばれており、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが参加の意思を表明しています。日本も今年の6月までに参加するかどうかを決める予定です。



T P Pに参加するとどうなるの？

日本がT P Pに参加した場合、どのような影響が出てくるのでしょうか。内閣府や経済産業省、農林水産省の3省庁が試算を出しています。農林水産省では、日本がT P Pに加盟した場合、他国から安い農産物が大量に輸入されるため、多くの日本の農家の生産意欲を失い、食料自給率も40%から13%に低下すると予想しています。全国町村会ではT P Pへの参加に対し反対の立場をとっており、町もこれに賛同しています。



産地のできごと

●首都圏でのP Rに向けて

町では、北区商店街連合会が運営するアンテナショップ「ふるさと美味しいもん市場」を中心に、みかんをはじめとする町の特産品や産地P Rに向けた活動を展開しています。

1月22日にも、東京都北区にある田端商店街で開催された物産市に参加し、みかんやさんま寿司、梅干しなどの特産品の宣伝、P R活動を実施しました。



東京都北区で行ったP R活動の様子



認証取得に向けて意見交換をするJ A三重南紀と生産者

●J G A Pの認証取得に向けて

J G A Pとは、農業生産工程管理の略称で、「安全性の高い農産物を生産できる農場の目印」として、日本J G A P協会が個人または団体を認証しています。

食の安全・安心に注目が集まるなか、J A三重南紀では、産地としてのブランド力の向上を図るため、J G A Pの認証取得に向けて活動しています。

〒問い合わせ先〒

産業建設課かんきつ対策室

(担当 崎久保友司) ☎ 3—1 7 0 7



町長だより No.42

古川 弘典



みなさん、こんにちは

2月は逃げると申します。慌ただしい気分がただよっていますが、時代が平成になってから、はや23年目で、「逃げる2月」も我われは23回経験するわけです。

平成に入って、バブル景気が崩壊して以後、失われた10年とか、失われた20年という言い方がマスコミではされてきました。

これは実は、世界的に見れば国の経済のあり方が変わったということ、高度経済成長の場所が、韓国や中国などの経済的後発国と言われる国々に移った故の変化だと言われています。

日本は高度経済成長が終わった国として、いわゆる成熟社会の道へとギアチェンジをしなければならない、そのキシミの中にあるというのが、まさにバブル崩壊後の現状だということです。加えて少子高齢化の激しい進行が重なりました。

地域共同体ということ

御浜町として、4月新年度から、町内のいわば大字(おおあざ)単位の地域おこしを進めるべく準備していますが、これも地域分権、地域主権と言われる中で、基礎自治体と言われる市町村内での、地域内分権がなければならないという考えに根差しています。

これまでの地域内、集落内の互助、助け合いの組織や形が弱まったことは事実です。地域における新たな絆(きずな)が作られなければ、地域が健全に継続されていかない。個々人の地域における暮らしが続いていかない。この気持ちが地域であらためて共有される必要があります。

20代から作家活動を始め、近年は社会貢献活動にも努めている女流作家の曾野綾子さんが80代になられての「老いの才覚」という本の中で、ひとが助け合うことと自立することとの関係について大きな示唆を与えてくれていると感じました。つまり、お互いのことを考えることと、自分のことを考えるのはセットだと。ほんの一端ですが紹介してみます。こんなことを言っています。

老いの才覚

昔の老人には老いる「才覚」があったとして、自分が2006年に足首を骨折し、手術のために入院したときの体験を色々書いています。たとえば、「自分が受けさせていただけるサービスがあっても、自分は受けなくていい。もっと困っている方が、代わりに使ってくださいたらうれしい。」という気持ちが見受けられなくなっていると。

また、「病気も込みで人間、いいことも悪いことも込みで人生だという心構えをしておく必要がある。」と思っていると。

また、「どんな時も喜べと言われても、なかなか喜べるものではありません。」と言った上で、「たとえば、これまで自分が生きてこられたのはだれのおかげで、どういう幸運のもとにあるのかを考えてみる。不景気の中にあっても、砲弾が飛んでこない。テロの危険もない。電気と水道がきちんと供給されている。今晚、たべるものがある、と喜ぶ。これは、一つの才能だといっていいかもしれません。

わたしはほかの才能にはほとんど自信がないけれど、喜びをみつけることだけはもしかするとかなりうまいのかなと思う時があります。」と。



平成22年12月1日～31日届出分

▶ 神志山 ◀



今西 夢果ちゃん
ひろたか 裕隆さん・真理さん



峪中 遥斗くん
はると ちえさん
まさる 優さん・智恵さん

▶ 阿田和 ◀



勝本 拓磨くん
えつし 悦吏さん・亜理沙さん



濱地 祥汰くん
やすあき 靖章さん・幸代さん



那波 亮圭くん
たかゆき 隆行さん・美紀さん



伊永 楓くん
かずし 和司さん・祐子さん

広報文芸



広報俳句 三月号

いつづつ 葉のふえる 去年今年	谷口 希世
夜半の戸 閉まるや寒き 音残る	須崎 行雄
駅伝の 画面に声援 炬燵なか	杉目 黄溪
屠蘇祝う 自ずと決まる 指定席	湊 貞
穏やかな 日常なれと 初詣	石橋 寛朝
郵便受 ボトンと届く 年賀状	小野はるみ
恙なく 生きる幸せ 七日粥	佐野 正巳
耕しの 爺を離れぬ 寒雀	向井 春羊
雅楽の音の 拝殿進む 淑気満つ	後呂 智子
どんど焼き 炎の中の 七福神	山本 要子
日輪の 暈飛び出だし 雪小僧	中納 米子
ひとりてふ 静けさにをり 夜の雪	下川 幸子
紀の国の 雲戯れる 春の山	矢口 瑞羽

2月1日現在の人の動き

人口 9,698 人 (－4 人)
男 4,544 人 (±0 人)
女 5,154 人 (－4 人)
世帯数 4,322 戸 (－28 戸)

あとがき

みなさん、こんにちは
立春も過ぎ、暦の上では春ですが、まだまだ寒い日が続いています。しかし、花粉の季節には突入していて、早くも症状が出始めている方もちらほら……。昨年と比較して5倍も飛散すると言われてしますので、今まで症状が出ていない方も十分気をつけてください。さいわい、まだ症状は出てきていませんが、予防のためマスクが欠かせない状況です。

さて、今回の特集は、「介護予防について」です。このチェックリストは、65歳以上の方を対象としたもの

ですが、本人がチェックするのはもちろんですが、ご家族の方がチェックすることができるものですので、気になる項目がある場合は、お気軽に相談していただくようお願いいたします。また、65歳未満の方でも、気になる項目について解消できるよう日頃から気をつけていただきますようお願いいたします。

次に「ゴミについて」です。住民のみなさんには、ゴミの減量化にご協力いただいたおかげで、ずいぶんゴミの量が減っています。しかし、3月は引越などゴミの量が増える月です。その際、どれに分別すればいいのかわかりにくい物があります。その一例を挙げさせていただきますので、参考にしてください。

(総務課 企画行政係 和田康高)

※ゴルフ教室以外の屋外種目は、雨天時中止（不明な場合は、お問い合わせください。）

くらしのカレンダー

3月の納税期限

●後期高齢者医療保険料 第9期

納期限 3月31日(木)

※納税は便利で確実な口座振替をどうぞご利用ください。

みて見てみはま



2 / 4 川井郁子とN響の仲間たちコンサート

2月4日に中央公民館で「川井郁子とN響の仲間たちコンサート」が行われました。

コンサートでは、ガルドの「ポル・ウナ・カベサ」や「浜辺の歌」、「この道」、自身が作曲した曲などの弦楽アンサンブルを繰り広げられました。

約400人の来場者は、テンポの緩急が織り込まれたアンサンブルの世界に酔いしれていました。



弦楽アンサンブルで来場者を魅了した川井郁子さん



電気柵の設置方法を教える井上雅央氏

1 / 28 獣害現地研修会

1月28日に上野区で農林水産省農作物野生鳥獣アドバイザーの井上雅央氏を招き、獣害対策地域研修会が行われました。

研修会には住民約30人が参加し、獣害に強い集落を作るために、サルの追い払いや電気柵の設置方法などを学びました。

講師の井上雅央氏からは、「アナグマなどは側溝の中を歩いて畑に来ることがあるので、側溝の中で爆竹を鳴らすのも効果的」などのアドバイスがありました。



消防署の方と消火栓を確認する児童

2 / 15 阿田和小学校防災タウンウォッチング

2月15日に阿田和小学校3年生(31名)を対象に防災タウンウォッチングをしました。

これは、東海・東南海・南海地震が起こった時のために自分たちが住んでいる地域の危険な場所や安全に避難できる場所などを歩いて確認したものです。

普段、何気なく通っている道路も地震の時には危険となる場所の多さに驚きながらも、いざという時は、どの道を通るか真剣に考えていました。